

経 済 産 業 省

20150409 貿局第1号
輸出注意事項27第7号
経済産業省貿易経済協力局

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年4月22日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」の一部改正について

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月22日から施行する。

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）

改正後	現 行
<p>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について</p>	<p>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について</p>
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>
<p>4 輸出の承認</p>	<p>4 輸出の承認</p>
<p>輸出の承認は、<u>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国を仕向地とする輸出であって、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。</u></p>	<p>輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、次のいずれかに該当するものについて、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(1) 議定書附属書AのグループIに属する物質 議定書(1987年に採択された議定書)締約国を仕向地とする輸出</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(2) 議定書附属書AのグループIIに属する物質 議定書(1987年に採択された議定書)締約国を仕向地とする回収されたものの輸出</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(3) 議定書附属書Bに掲げる物質 議定書(1990年に採択された改正議定書)締約国を仕向地とする輸出</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(4) 議定書附属書CのグループIに属する物質 議定書(1999年に採択された改正議定書)締約国を仕向地とする輸出</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(5) 議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質 議定書(1992年に採択された改正議定書)締約国を仕向地とする輸出</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(6) 議定書附属書CのグループIIIに属する物質 議定書(1999年に採択された改正議定書)締約国を仕向地とする輸出</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>なお、議定書締約国については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」(平成18年5月12日付け平成18・05・02貿局第2号・輸出注意事項18第17号)をご確認ください。</u></p>
<p><u>5. オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国について</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」(平成27年4月22日付け平成27・04・09貿局第1号・輸出注意事項27第6号)をご確認ください。</u></p>	